

平成18年度第1回図書館協議会会議次第

日時 平成18年7月28日(金)
午後1時30分から
場所 千葉県立中央図書館 講堂

1 開 会

2 あいさつ

3 職員紹介

4 報 告

5 協 議

「千葉県立図書館の在り方について」(検討案)

6 そ の 他

7 閉 会

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29

これからの時代に求められる

千葉県立図書館運営の在り方について

(検討案)

平成18年7月28日

目 次

1		
2	○ はじめに	
3		
4	1 これからの千葉県立図書館の役割・機能（総論）	3
5	（1）千葉県立図書館の現状と役割・機能	
6	（2）県内市町村立図書館の現状と課題	
7	（3）県立図書館の課題	
8		
9	2 調査研究活動を支援する	7
10	（1）専門主題に関する情報の提供	
11	ア 資料・情報の充実	イ レファレンスサービスの充実
12	ウ 課題解決型サービス	エ 行政支援サービス・行政情報提供サービス
13	（2）利用者に応じたサービスや学習機会を提供する	
14	ア 図書館利用に障害のある人へのサービス	
15	（ア）障害者サービス，高齢者サービス	（イ）多文化サービス
16	（ウ）学習機会の提供とボランティアの参加	
17	（3）千葉県に関する情報の提供	
18	ア 資料の充実	イ 電子図書館の整備
19	ウ <u>レファレンスサービスの充実と情報の発信</u>	
20		
21	3 図書館や関連機関とのネットワークを推進する	10
22	（1）市町村立図書館等への援助	
23	ア 県立図書館の資料・情報提供	イ 情報・物流ネットワークの強化
24	ウ 運営相談，調査研究開発	エ 職員研修
25	オ 図書館未設置市町村への援助	カ 資料保存
26	（2）千葉県公共図書館協会との協力	
27	（3）県内の大学・専門図書館やその他機関等とのネットワークづくり	
28	（4）国立国会図書館，他都道府県の図書館，図書館関係団体との連携	
29		
30	4 子どもの読書活動を推進する	12
31	（1）児童サービス	
32	（2）学校図書館との連携協力	
33		

1 はじめに

2

1 これからの千葉県立図書館の役割・機能（総論）

今日、私たちは、インターネットの普及といった情報通信技術の急速な進展をはじめ、少子高齢社会の進行、地方分権の推進、国際化の進展など、社会が急激に変わる中で様々な課題に直面している。また、社会の各分野における変化は激しく、知識や情報も日々新しくなっており、生涯を通じて学習を続けることが必要な時代となっている。このため、こうした課題を解決し、千葉県らしい分権型社会を築いていけるよう、一人ひとりの県民が自ら考え判断するための参考となる知識や情報をたやすく利用できるようにすることが必要となっている。

さらに、私たちが幼い子どものときから、読書を通じて人類の知識や知恵の結晶である文字・活字文化に出会うことは、広い世界を知り、知的な活動を高め、心豊かな生活を送るなど、人間形成の上でも大切である（削除：と言われている）。このため、（削除：乳幼児への読み聞かせから高齢者の生涯学習としての読書まで、）県民が生涯にわたって豊かな読書を楽しむような環境整備を図っていくことが重要な課題となっている。

（1）千葉県立図書館の現状と役割・機能

千葉県立図書館（以下、「県立図書館」という。）は、中央図書館（千葉市）を中心に西部図書館（松戸市）、東部図書館（旭市）の3館があり、各エリア内の市町村立図書館等（*1）を援助するとともに、それぞれが直接県民へ資料や情報を提供している。

図書館間の協力体制づくりは、全国的にも早い時期から充実を図ってきており、平成13年度には、県立図書館ホームページを公開し、県立図書館の資料所蔵情報や県内図書館横断検索等の情報提供をするとともに、全市町村への図書館協力車の週1回の定期的巡回をしている。これにより、県内公共図書館等の資料の相互貸借については、平成17年度に約13万冊を超えるなど、県民にとって大変便利になってきている。

レファレンスサービスは、専門的な資料や情報に関する質問を平成17年度は約4万件受けている。最近は社会人の利用が多く、法律や医療といった内容についての質問もあり、図書館からの質問は、高度な内容が多くなっている。

また、市町村立図書館等職員に対し、新任、中堅職員研修、情報化対応、児童サービス、障害者サービスなど各種の研修会を開いている。

県民の身近な市町村立図書館等では、県民の多様化・高度化している資料・情報要求のすべてにこたえるのは難しいため、県立図書館には、広域的、総合的な立場から専門的な資料の収集や調査相談を行うとともに、県

1 内の図書館サービスの向上を図るために職員研修を開くなど、市町村立図
2 書館等の状況に応じた援助が求められている。

3 そこで、県立図書館は、県民が「いつでも、どこでも、誰でも」必要と
4 する資料や情報を手に入れられるよう、広域的で総合的な立場から、これ
5 からの時代に対応した役割・機能を十分に発揮していくことにより、県民
6 誰もが読書を通じて豊かな人生を過ごせるようにしていくとともに、分権
7 型社会の構築を進める千葉県づくりの情報拠点となることが期待されてい
8 る。

9 10 (2) 県内市町村立図書館の現状と課題

11 県内市町村立図書館は、市町村合併に伴い、平成 18 年 3 月末推計で 56
12 市町村のうち 39 市町村が設置自治体(70%)となり、全国平均(84%*2)を
13 下回っている。また、町村立図書館に限ると 20 町村のうち 5 町村の設置
14 (25%)で全国的に見ても低い水準に止まっている(全国平均設置率 74%
15 *2)。しかし、県全体の図書館の活動状況は、個人貸出冊数は 31,081 千冊
16 (*3)で第 6 位、蔵書数は 16,160 千冊(*3)で第 5 位、専任職員数は 764 人(*3)
17 で第 5 位であり、全国的に上位に位置していると言える。

18 このように県内では、全国平均よりは設置率がやや低いものの、市町村
19 立図書館の設置は進んでおり、インターネットによる資料の予約、レファ
20 レンス事例集の掲載、ビジネス支援、学校図書館とのネットワークなど、
21 全国的にも先進的で質の高いサービスを展開している図書館がある。一方
22 で、人口一人当たり個人貸出冊数を見ると、10 冊を上回る自治体が 8 ある
23 のに対し、3 冊を下回る自治体が 11 ある(県内平均は 5.59 冊(*4))など、
24 図書館サービスには自治体間格差がある。この格差をなくし、連携して図
25 書館サービスを行えるよう県立図書館が市町村立図書館等の求めに応じて
26 援助するとともに、県立図書館と市町村立図書館等は千葉県公共図書館協
27 会を構成し、図書館職員研修、相互協力や連絡調整を実施している。(削除：
28 しかしながら、指定管理者制度を取り入れれば公立図書館が民間でも運営
29 できるようになったため、協会の今後の構成や研修の在り方が課題となっ
30 ている。)さらに、図書館未設置市町村をなくす方策や各自治体内の全域サ
31 ービス網の在り方も課題となっている。

32 このほか、市町村立図書館は書庫の収蔵能力が低く、所蔵する図書の多
33 くが永年保存を目的としていないため、市町村立図書館全体では年間受入
34 冊数が約 90 万冊であるのに対して、年間除籍冊数が約 40 万冊となってい
35 る(*5)。県立図書館と市町村立図書館では資料の収集範囲が異なるため、
36 除籍される図書の中には県立図書館が収集していないものも多い。このよ
37 うな図書を、県民がいつでも利用できるように県内で最低 1 冊は保存でき

1 る体制づくりが課題である。また、公共図書館と学校図書館との連携等の
2 課題もある。

4 (3) 県立図書館の課題

5 これからの県立図書館には、各地域の県内市町村立図書館の設置やサー
6 ビス状況を踏まえ、資料の図書館間貸出し、協力レファレンスの充実、情
7 報・物流ネットワークの強化、図書館・関連機関とのネットワークの推進
8 による市町村立図書館等援助機能や、専門性の高い調査研究支援機能の一
9 層の向上が必要である。また、インターネット等の情報通信技術を有効に
10 使って情報を発信し、県民が直接県立図書館に来館しなくても図書館サー
11 ビスが受けられるような非来館型サービスを充実させることも望まれている。
12 特に、千葉県に関する資料の電子化や、千葉県に関する資料や情報を
13 調べやすく付加価値をつけて情報発信するといった千葉県関係の電子図書
14 館サービスが重要である。さらに、今後は、幅広く体系的な知識が得られ
15 る印刷された資料とともに、急速に増大するインターネット等の電子情報
16 を組み合わせることにより、調査研究支援機能を高め、豊かな情報を利用
17 できる図書館（ハイブリッド図書館）の整備を早い時期に進めていく必要
18 がある。例えば、ホームページ上のコンテンツの充実、各種データベース
19 の利用環境の整備、情報通信技術を活用した情報発信、県の各部局・機関
20 等が発行する電子情報の収集・整理・保存体制の整備などを図っていくこ
21 とが望まれる。

22 千葉県の厳しい財政状況においても、今後、県立図書館にふさわしい役
23 割と機能を果たしていくためには、効果的かつ効率的な図書館運営ができ
24 るよう、現在の運営体制を見直していく必要がある。そこで、県立図書館
25 3館の連携をより一層緊密にすることはもちろん、専門主題や千葉県関係
26 の資料整備を一層体系的に行い調査研究支援機能を高める観点から、各館
27 において各地域の特性に応じた資料を整備するだけでなく、現在行っ
28 ている資料のゆるやかな分担体制を見直して、県立図書館全体として優先す
29 る業務や図書館サービスを充実させるための適切な資源の配分を検討し、
30 県立3館の役割分担の再構築と明確化を図ることが望ましい。

31 また、県立図書館サービスの質的な維持・向上、特に、今後ますます必
32 要とされる高度な調査研究活動支援機能の向上のためには、長期的な視点
33 から専門的職員（司書）の確保や、研修等を通じた能力の向上を図ること
34 が重要である。さらに、県民に対する図書館サービスの積極的・戦略的な
35 広報や、図書館サービスの目標設定・評価法（量的なだけでなく質的な観
36 点を含む。）の確立と結果の公表等についても検討していく必要がある。

37 このほか、県立中央図書館が老朽化・狭隘化し、資料の収蔵機能の充実

- 1 や新たなサービスの展開などを進めるための大きな障害となっているとい
- 2 う問題もある。西部図書館，東部図書館においても蔵書数の増加とともに
- 3 今後の資料の収蔵機能の確保が課題となっており，長期的な視野から
- 4 県立図書館全体として早急に検討する必要がある。

2 調査研究活動を支援する

県立図書館は、これまでも、様々な資料を収集・蓄積して、県民へ直接レファレンスサービスを提供したり、市町村立図書館等への協力レファレンスサービスを行うという形で調査研究活動を援助してきた。近年、生涯学習への関心が高まり、情報を自主的に入手することが必要な社会に変化してきている中で、県立図書館の調査研究支援機能の一層の充実が期待される。

また、インターネットや携帯電話の普及により、これらの情報通信技術を活用すれば、より多くの県民のために県立図書館が持っている情報を発信できるようになった。これからは、県立図書館が持つ資料や情報、特に県立図書館の大きな特色である千葉県に関する資料の蓄積を活かした情報の発信が望まれる。

さらに、県民誰もがが必要な資料や情報を得られるよう、図書館を利用する上で配慮が必要な障害者や外国人等へのサービスについてこれからも取り組んでいく必要がある。県立図書館は、県内全体の図書館サービスの向上を図るため、こうしたサービスの成果を県内市町村立図書館等に伝えていくことも期待される。このほか、県民の情報リテラシー(*6)を高め、図書館をよりよく利用できるように、情報を探す技術を学ぶための学習機会を提供することも望まれる。

(1) 専門主題に関する情報の提供

ア 資料・情報の充実

(削除：これまでのように) 専門性の高い資料や官公庁刊行物のような一般には手に入れにくい資料にも留意した幅広い資料収集を続けていく必要がある。これらの資料を将来にわたって利用できるように、保存できるスペースを確保することも重要である。

また、図書や新聞・雑誌のような印刷された資料を収集するだけでなく、県民の調査研究に役に立つ電子資料や外部データベースを選んで、積極的に収集・導入することも必要である。

イ レファレンスサービスの充実

これまでの来館や電話によるレファレンスサービスに加え、電子メールによるレファレンスサービスの充実を図り、ホームページ上でレファレンス回答事例を紹介したり、テーマ別文献探索・調査案内(パスファインダー)(*7)やリンク集を作成するなど、情報通信技術を活用したサービスの充実が期待される。

ウ 課題解決型サービス

暮らしや仕事、地域づくりなど日常生活の様々な場面で出会う課題を解決するための情報の必要性が高まっている。これからは、より多くの県民

1 が必要としていると考えられるテーマについて、ターゲットを定めた情報
2 の提供を行うことが望まれる。例えば、法律情報提供サービス、健康情報
3 提供サービス、ビジネス・県民活動支援サービスが考えられる。

4 **エ 行政支援サービス・行政情報提供サービス**

5 行政関係者や県民が、住みよい千葉県づくりを考える上で必要な資料や
6 情報を、体系的に収集して迅速に提供できるようサービスすることが重要
7 である。そのためには、様々なテーマの情報を提供し、紹介する中で、県
8 の各部局・機関等との連携を図ることが大切である。

9 10 **(2) 利用者に応じたサービスや学習機会を提供する**

11 **ア 図書館利用に障害のある人へのサービス**

12 **(ア) 障害者サービス、高齢者サービス**

13 図書館の施設や資料の利用に関する障害や、職員とのコミュニケーション
14 に関する障害を取り除き、個々の障害の程度に応じたきめ細かな
15 サービスの提供に努めていく必要がある。

16 また、録音資料や大活字資料等の収集及び製作、郵送による貸出し、
17 活字による読書が困難な利用者に対する対面による音訳(*8)のほか、
18 情報を取得しにくい利用者の状況を考慮した出版情報の提供やレフ
19 アレンスサービスの充実を一層図っていく必要がある。

20 さらに、音響機器や情報機器の進歩に伴い、記録媒体の変換・再編
21 集を行い、保存に努め、録音資料については、DAISY(デイジー、
22 *9)規格による製作・編集も進める必要がある。

23 **(イ) 多文化サービス**

24 県立図書館では県内に住む外国人の状況に合わせ、英語、中国語、
25 韓国・朝鮮語等の資料を収集・提供しているが、今後も、日本語を母
26 語としない県民に対して必要な情報を提供できるようサービスする
27 ことが期待される。また、図書館利用の広報に努めていくことも大切
28 である。

29 **(ウ) 学習機会の提供とボランティアの参加**

30 県民の学習活動や文化活動を支援するため、図書館の利用方法や各
31 種データベースの利用方法等の情報検索技術のガイダンスなど、図書
32 館サービスに関連した生涯学習支援をしていくことが必要である。

33 また、多様な図書館サービスを展開する中で、音訳ボランティアを
34 はじめとする専門知識や技術を持つボランティアの参加や協力を得
35 たり、図書館に対する理解を広めるため、県民との協働を図る努力が
36 望まれる。

37

1 (3) 千葉県に関する情報の提供

2 ア 資料の充実

3 千葉県に関する図書、雑誌、新聞など様々な資料は、官庁刊行物や自費
4 出版物など一般に流通していないことが多くばらばらになりやすい。市町
5 村立図書館等では各自治体の地域に関する資料を収集しているが、県全域
6 の資料を収集し、これらの多くを一度に利用できることが県立図書館の特
7 長であるため、今後一層の網羅的な収集や保存に努め、提供できるように
8 していく必要がある。

9 イ 電子図書館の整備

10 県立図書館には、古い資料や貴重な資料があるが、特に千葉県に関する
11 資料を電子化して、ホームページ上で公開し、広く県民の利用に供すると
12 ともに、資料の劣化を防ぐことが必要である。また、今後は、博物館や文
13 書館などと連携協力して、それぞれの施設にある貴重な千葉県に関する資
14 料を役割に合せて分担して電子化することも考えられる。

15 県内の行政資料の中には、印刷物として発行されなくなり、インターネ
16 ット上の電子情報に替わったものも多い。このような電子情報も収集して
17 保存に努めていくことが望まれる。千葉県が発行する資料や情報に関して
18 は、県の各部局・機関との連携を推進することで、より系統だった計画的
19 な収集や保存を行い、提供できるようにすることが必要である。さらに、
20 将来的には、県立図書館だけではなく千葉県関係の資料を収集し提供して
21 いる類縁機関（例えば、文書館行政資料室、議会図書室など）の所蔵資料
22 も一度に検索できるようにし、資料や情報の利用などについて連携協力す
23 ることも考えられる。このように、千葉県に関する資料について、県民が
24 各目的に応じて、(削除：あたかも) 一体的に調べられるような仕組みを整
25 備していくことも望まれる。

26 ウ レファレンスサービスの充実と情報の発信

27 県立図書館の豊富な資料に加えてインターネット上の情報を利用すれば、
28 県民は様々な千葉県に関する事柄について知ることができる。県立図書館
29 ではこれらの情報を活用して千葉県関係の調査相談にこたえることはもち
30 ろん、こうした資料や情報の中から、郷土の文化や歴史(削除：、自然)
31 から県内の生活や仕事に関わる様々なことについてまで、県民が効率的に
32 調べられるようにする道具として、テーマ別文献探索・調査案内（パスフ
33 ァインダー）、新聞・雑誌記事索引やリンク集などを作成しホームページ上
34 で公開することが望まれる。このように、ホームページ上での情報発信や
35 電子図書館の整備を進めることで、将来的には、例えば、千葉県に関する
36 インターネット上の百科事典をめざしていくことも考えられる。

3 図書館や関連機関とのネットワークを推進する

図書館がネットワークを作り連携し協力することで、県民が広い県内のどこに住んでいても、必要な資料・情報を入手できるような輪が広がっていく。県立図書館には、そのようなネットワークづくりを中心的に進め、支えていくことが期待されている。これからも、県内公共図書館等からなる千葉県公共図書館協会(*10)と連携協力してネットワークを強化するとともに、県内の大学図書館や専門図書館とのネットワークづくりや、図書館以外の施設との連携協力体制を図っていくことで、より充実した県民への資料・情報提供が行える環境づくりを推進することが望まれる。

(1) 市町村立図書館等への援助

県内の市町村には、全国的にも先進的で質の高いサービスを展開している図書館サービスを行っている自治体がある一方、まだ、図書館が設置されていない自治体があり水準が様々である。このような状況においては、地域に応じた対応が必要であり、県立図書館の市町村立図書館等への援助機能向上が望まれる。

ア 県立図書館の資料・情報の提供

市町村立図書館等では収集することが難しい専門的な資料を、県立図書館が収集し提供することや協力レファレンスサービスにこれからも力を入れていく必要がある。

イ 情報・物流ネットワークの強化

県立図書館では図書館協力車による物流ネットワークを確保しており、全市町村に週1回は資料が搬送されている。また、県内のどの図書館に資料があるのかが素早くわかる千葉県内図書館横断検索システムが導入されており、その充実も進みつつある。これにより、県内では全国的にも活発な相互貸借が行われている。今後は、資料搬送頻度を増やしたり、県内の全公共図書館の資料が検索できるよう目指すことが望まれる。

ウ 運営相談、調査研究開発

市町村立図書館等がよりよい図書館サービスを行えるよう運営相談を引き続き行っていくことも県立図書館の重要な役割である。また、県内市町村立図書館の状況や課題を調査・分析し、全国の先進的な事例の収集や図書館が直面している課題を常につかんでおき、的確な運営相談を行えるようにする必要がある。

エ 職員研修

県内公共図書館のサービスの維持・向上に向け、県内図書館職員の能力の向上を図るため、これからも県立図書館が職員研修センターとしての機能を持ち続け、体系的・実践的な研修を行うことが重要である。

オ 図書館未設置市町村への援助

図書館を設置していない市町村の求めに応じて、図書館の設置についての相談、読書施設等の運営相談を行うことや、図書館ネットワークシステムへの参加を促すことが今後も大切である。

カ 資料保存

市町村立図書館等では、収蔵能力に限りがあるため保存しきれなくなった資料を除籍しているが、その中には県立図書館が所蔵していない資料もある。県民が将来にわたり資料を利用できるよう、必要な資料については県内で最低1冊保存できるようなシステムを検討し、確立していくことが必要である。

(2) 千葉県公共図書館協会との協力

県内の公共図書館のネットワーク強化には千葉県公共図書館との協力が欠かせないため、今後も、千葉県公共図書館協会と連携協力して、県内市町村立図書館等の情報・物流のネットワーク体制の維持向上、職員研修体制、図書館サービスの向上を目的とした調査研究や資料の協力保存体制の充実について一層努めることが必要である。

(3) 県内の大学・専門図書館やその他機関等とのネットワークづくり

県民の資料・情報要求はますます多様化・高度化してきている。県立図書館が、県内の大学図書館や専門図書館とネットワークを作ることで、県民が学術的な専門資料を利用しやすい環境に整備していくことが望まれる。

また、県立博物館や文書館等の類縁機関と県立図書館がネットワークを作り、積極的な情報交換をすることで、県民が専門的な研究情報をより入手しやすくすることも期待される。

(4) 国立国会図書館、他都道府県の図書館、図書館関係団体との連携

今後も、国立国会図書館の全国的な図書館プロジェクトに積極的に参加・協力することが大切である。また、他都道府県立図書館等と資料の相互貸借や協力レファレンスサービス等で、一層の連携協力を図るとともに、全国公共図書館協議会、関東地区公共図書館協議会、日本図書館協会等を通じての連携により互いに図書館サービスを向上させることが重要である。

4 子どもの読書活動を推進する

子どもは、読書を楽しみながら言葉を学び知識や情操を豊かにして成長していくことから、子どもの読書活動を推進することには大きな意義がある。そのため、市町村立図書館等には、地域に住む子どもたちが本と出会い、読書を楽しむ場所として、直接的な児童サービスを行うことが期待されている。また、学校図書館も子どもが本と出会う場として忘れてはならない。県立図書館では、生涯にわたる資料提供や子どもの読書活動を推進する(*11)ために、市町村立図書館等の援助や学校図書館との連携協力の充実を図ることが望まれる。

(1) 児童サービス

県立図書館では中央図書館の児童資料室が中心となり、子どもへの直接的なサービスの経験を踏まえて、市町村立図書館等の児童サービスを援助している。今後も、直接サービスを実践する中で児童サービスの専門的知識や技能を蓄積した職員を育成し、その専門性の裏付けを基に、幅広い所蔵資料の提供、レファレンスサービス、研修会の開催、運営相談などを積極的に行い、市町村立図書館等の児童サービスを援助していくことにより、県内の子どもたちの読書活動を推進していくことが重要である。また、市町村立図書館等が児童サービスを行う上での参考となるよう、先駆的なサービス（パイロットサービス）を実施し、その成果を伝えることも望まれる。

さらに、児童サービスや児童資料の研究者の援助となる調査研究事業を実施したり、児童サービスの知識や経験を活かして、子どもの読書推進に関連する機関との連携・協力を図り、地域の中で子どもの読書活動の推進を行っている人への情報提供を行うなど県内の児童サービスのセンター館としての役割を果たすことが期待される。

(2) 学校図書館との連携協力

学校図書館は、司書教諭や担当職員が資料を整備し情報化を進めることで、地域社会の中で学校の児童、生徒を育み、子どもの読書活動を推進しており、当該自治体の図書館等との地域の状況に応じた連携が基本となっている。

県立図書館は、調べ学習のための資料提供や協力レファレンスサービスなどを中心に (削除：行うことで) 高等学校図書館との連携を (削除：できる範囲で) 充実させるとともに、児童サービスの知識や経験の蓄積を活かして、市町村立図書館等と協力し学校図書館との連携に努め、司書教諭等から

1 の学校図書館運営上の相談等にこたえていくなど様々な取組が望まれる。
2 (削除：また、生涯学習と学校教育を横断する公立図書館と学校図書館との
3 連携については、県教育委員会の施策の一環として、積極的な広報、研修機
4 能を持つ総合教育センターにおける研修など様々な取組が今後も望まれ
5 る。)

6
7 (注)

8 *1 市町村立図書館等：市町村立図書館の設置市町村のほか、図書館が設置されていない市町村で
9 は公民館図書室等の読書施設が図書館協力の窓口となっている。

10 *2 全国平均設置率：全体 設置自治体数 1,520/1,820=83.5% , 町村 設置自治体数 772/1,041
11 =74.2% , 自治体数は、総務省ホームページ「総務省報道資料 市町村合併」(平成 18 年 4 月
12 25 日、総務省自治行政局市町村課) , 図書館設置自治体数は、『日本の図書館 2005』(日本図書
13 館協会編 日本図書館協会 2006.1 p18) 平成 17 年 4 月 1 日現在による。

14 *3 個人貸出冊数, 蔵書, 専任職員数：『日本の図書館 2005』(日本図書館協会編 日本図書館
15 協会 2006.1 p19,21) 平成 16 年度実績。なお, 平成 16 年度実績は、『千葉県の図書館 2005(平
16 成 17 年度)』(千葉県公共図書館協会〔編〕千葉県公共図書館協会 2005.10 p16,17,26,27,34,35)
17 によれば, 個人貸出冊数：31,550 千冊, 蔵書：16,214 千冊, 専任職員数：770 人。

18 *4 人口一人当たり個人貸出冊数の県内平均：『千葉県の図書館 2005(平成 17 年度)』p51 平成
19 16 年度実績。

20 *5 年間受入冊数, 年間除籍冊数：『千葉県の図書館 2005(平成 17 年度)』p31,51 平成 16 年度
21 実績では, 年間受入冊数：907,335 冊, 年間除籍冊数：398,074 冊。

22 *6 情報リテラシー：様々な種類の情報源の中から必要な情報にアクセスし, アクセスした情報を
23 正しく評価し, 活用する能力。

24 *7 パスファインダー：ある主題について, 関連する文献・情報の探索法をまとめたものであり,
25 一般にリーフレット形式でまとめられる。

26 *8 音訳：文字による情報を音声に変換すること。文章のみならず図・表・写真も音訳することが
27 求められるため技術と経験を要する。長時間の聴取に耐えられる読み方をすることが必要とされ,
28 芸術的な意味合いのある「朗読」とは区別する。

29 *9 D A I S Y (Digital Accessible Information System)：デジタル録音図書の国際標準規格。
30 カセットテープを媒体とする録音資料には, 劣化が激しい, 収納スペースを必要とする, 読みた
31 い個所の素早い検索が行えないなどの欠点があったが, CD-ROM等に記録するデジタル録音
32 ではこれが解消される。音声だけでなくテキストデータや画像データなども同時にシンクロさせ
33 て表示することもできる。再生には専用のプレイヤーかソフトウェアを必要とする。

34 *10 千葉県公共図書館協会：千葉県内の県立図書館, 市町村立図書館, 公民館図書室等読書施設
35 及び私立図書館からなる団体 (平成 18 年 6 月 1 日現在：53 市町村, 88 館加盟)。

36 *11 子どもの読書活動を推進する：子どもの読書活動の推進に関する法律(平成 13 年 12 月 12 日
37 法律第 154 号)に基づき, 平成 14 年 8 月に閣議決定の上, 公表された国の「子どもの読書活動の推

- 1 進に関する基本的な計画」を踏まえて策定した「千葉県子どもの読書活動推進計画」（平成 15 年 3
- 2 月）における県立図書館関係の施策のこと。また、文字・活字文化に関する施策の総合的な推進
- 3 を図るために、文字・活字文化振興法（平成 17 年 7 月 29 日法律第 91 号）がある。